

事故の通報について

茨城県消防安全課
令和5年（2023年）8月22日

事故通報について

- 事故が発生（覚知）した場合は直ちに事故発生の通報をしてください。
- 原則として、電話による通報と同時に、「事故発生報告書（別紙様式）」をFAXで送信してください。

事故概要把握のため、

第1報には少なくとも以下の3点について記載してください。

- ① 事故の種類（火災、爆発、漏えい、盗難等）
- ② 事故発生場所、施設
- ③ 事故の状況（進行中、終息）

また、被害の状況（人的被害、物的被害）についても可能な限り詳細に記載してください。

事故通報の対象施設

- ・ 高圧ガス保安法の適用を受ける冷凍設備で高圧ガスを製造するもの。
- ・ 許可・届出を受けている第一種・第二種の製造事業所以外のその他製造者(届出不要)も対象となります。高圧ガス保安法の適用除外となっている施設(家庭用のエアコンなど)は事故届の対象となりません。

冷媒の種類 \ 冷凍能力	3トン未満	3トン以上5トン未満	5トン以上20トン未満	20トン以上50トン未満	50トン以上
二酸化炭素、フルオロカーボン（不活性のもの）、ヘリウムや空気等	適用除外		その他製造者	第2種製造者	第1種製造者
アンモニア、フルオロカーボン（不活性のもの以外）	適用除外	その他製造者	第2種製造者		第1種製造者
その他のガス（プロパン等）	適用除外	第2種製造者		第1種製造者	

事故報告対象

(注釈) 第1種製造者は、都道府県・指定都市への「許可」が必要。第2種製造者は、都道府県・指定都市への「届出」が必要。その他製造者は、都道府県等への届出は不要。いずれの製造者も技術上の基準への適合は必要

事故の連絡先

- ・ 冷凍設備の事故発生時の通報・連絡先は、事業所の所在地によって異なります。
- ・ 休日・夜間等で産業保安室や県民センター等に連絡が取れない場合は、防災・危機管理部の宿日直担当に通報してください。



事故通報先一覧

平日 (8:30~17:15)

消防安全課産業保安室（高圧ガス）	Tel 029-301-2891 Fax 029-301-2887
県北県民センター環境・保安課	Tel 0294-80-3355 Fax 0294-80-3357
日立商工労働センター	Tel 0294-21-6711 Fax 0294-21-6712
鹿行県民センター環境・保安課	Tel 0291-33-6056 Fax 0291-33-5638
県南県民センター環境・保安課	Tel 029-822-7067 Fax 029-822-9040
県西県民センター環境・保安課	Tel 0296-24-9140 Fax 0296-24-7813

休日・夜間

宿日直担当	Tel 029-301-2885 Fax 029-301-2898
-------	-----------------------------------

(参考)

(別紙様式)

事故発生報告書 (第 報)

[年 月 日 () : 現在]

発 報 者			
※件 名			※整理番号
①事故の種類	爆発・火災・漏えい・破裂・盗難・()		
②事故の日時	年 月 日 () 時 分		
③発 生 場 所	(名 称)		
	(所在地)		
	(連絡先)	電 話 :	
④発 生 施 設	(施設名)		
	(法適用) ・ 高圧ガス保安法・L P 法・()		
⑤事故の状況	・ 進行中(拡大・縮小)・終息・()		
⑥被害の状況	・ 人的被害 (あり・なし)		
		従業員	協力会社
		住民	計
		死者	人
		重傷者	人
		軽傷者	人
	・ 物的被害		
⑦事故の概要			
⑧事故の原因			
⑨応急措置の内容 (事業所)			
※県の応急措置			
※法令違反の有無			
※今後の対応等			
※備 考			
※受検者(保安室)			

※印の項は記載しなくてください。

様式のダウンロード

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukan/kyo/shobo/sangyo/info/sangyohoan/jik/osotiyoukou/kouatugas.html>



事故が収束し、事故の原因、再発防止対策が定まった後、遅滞なく「事故届(様式第46)」を産業保安室、県民センター環境・保安課又は日立商工労働センターに提出していただきます。

(参考) 事故の定義

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/20181225.pdf

「事故」とは、高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱(以下「製造等」という。)中に発生した事故等で、次のア～キに掲げるものをいう。なお、保安法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。

ア 爆発(高圧ガス設備等(以下「設備等」という。)が爆発したものをいう。)

イ 火災(設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。)

ウ 噴出・漏えい(設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。)ただし、以下のいずれかの場合は除く。

(ア) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部(フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手)、開閉部(バルブ又はコック)又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量(石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度)であって、かつ、人的被害のない場合

(イ) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合

エ 破裂・破損等(高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。)

オ 喪失・盗難(高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。)

カ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき

キ その他

事故に該当するか判断に迷った場合はまず御連絡ください。